

- また、政府として、京都メカニズムの活用手法や対象プロジェクト・地域等を明らかにした京都メカニズムの活用方針を定め、これに基づいた取組を進めることが必要である。

## 5. 対策・施策の実施体制

### (1) 行政における率先的役割と波及

- 各主体が自らの責任を自覚し、地球温暖化対策を進めるよう促すためには、まず、エネルギーや燃料の消費者である政府自らが率先して温室効果ガスの削減に努めるべきである。
- 政府においては、既に「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成14年7月19日。以下「実行計画」という。）」を定めその結果を公表しており、まずは同計画の目標（平成18年度までに13年度比で温室効果ガス総排出量を7%削減）の達成に向けて、本年度中に完了する一般公用車の低公害車への切替えに加えた一層の低公害車化や、排出量の約半分を占める庁舎・施設の電気・燃料使用を削減に向けたグリーン診断・ESCOの導入に意欲的に取り組むべきである。その上で、企業、公共部門間に共通のルールが策定されたときは、そのルールに従って温室効果ガスの把握・公表を行うとともに、対策の強化に努めるべきである。
- また、地方公共団体においても、地域の各主体の範となるべく、庁舎、公立学校、公民館、病院、廃棄物処理施設、上下水道を含めた実行計画を策定し、その着実な推進を図る必要がある。
- 大綱の見直しに当たっては、こうした先導的な事業の推進を、独立行政法人、公益法人などの公的機関などにも働きかけ、広く事業者や住民の取組へと波及させることが重要である。

### (2) 国民、産業界、NGO・NPO、労働組合等の各主体の役割分担の明確化と連携した取組の推進

- 大綱の評価の結果、各省ごとの所管を越えて、需要サイドと供給サイドの多くの関係主体の一体的な取組によって高い効果が発揮される対策が、需要サイドと供給サイドの各主体の役割分担が曖昧で、一体的な取組が進んでいないために、十分な成果が現れていないことが明らかになった。
- 例えば、運輸部門においては、物流サービスの供給サイドの役割と、需要サイドであ

る荷主の役割が曖昧なために、物流効率化・モーダルシフト対策の効果が十分発揮されていないことや、鉄道・バスといった供給サイドの役割と、需要サイドである利用者の役割が曖昧なために、公共交通機関の利用促進が十分な効果を発揮されていない。

- 業務部門や家庭部門においても、住宅・建築物の供給サイドである建築業者と、需要サイドである施主・オーナーやテナントの役割が曖昧なために、住宅・建築物の省エネ対策が十分な効果を発揮していないことや、機器の供給サイドであるメーカーや販売業者と、需要サイドの消費者の役割が曖昧なために、効率改善した機器の普及が十分な効果を発揮していない。
- また、供給サイドの事業者と需要サイドの消費者を結びつける役割が期待される労働組合には、生産や流通の現場において、脱温暖化製品の開発・生産、ラベリングの徹底、生産プロセスや物流の省エネ化など、事業者の地球温暖化対策を牽引する職場運動の担い手として活躍するとともに、地域生活の場において、企業の枠を超えた生活者として、マイカー利用から他の通勤手段への変更や、職場の専門的知識も活かした地域の地球温暖化対策の担い手として活躍することなどが期待される。
- 大綱の見直しに当たっては、各対策の関係主体の役割分担の明確化を図るとともに、府省がそれぞれの機能を活かして連携して取り組み、企業、自治体、NGO・NPO、労働組合等多くの社会主体が参加・連携できるようにすることが重要である。  
また、こうした府省の壁を越えた連携、各主体間の連携を通じて、交通システムの転換、都市構造の転換、ライフスタイルの転換など社会的な構造にまで踏み込んだ新たなステージの対策に取り組むことが求められる。  
なお、各主体の役割分担について表5において整理した（78、79ページ参照）。

### （3）地域における対策の展開と地方公共団体の役割

- 日本各地で各主体の地球温暖化対策への参加を促すためには、各府省の壁を越えた連携施策の集中導入により、他の地域の模範となる先進的モデル地域が、目に見える形で数多く創出されることが重要である。
- また、こうした取組の波及効果を高めるためには、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員が主体的に参加することが期待される。

- さらに、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを發揮することが不可欠である。地方公共団体は地域で地球温暖化対策を推進する責務を有するが、京都議定書の6%削減約束の履行は、国際法により国に課せられた義務であり、これを遵守するための対策については国が責任を持って実施していく必要があること、地方公共団体による温室効果ガス排出抑制対策の便益は当該地域に限定されず、全国的に及ぶものであることから、特に積極的な地方公共団体の取組については、補助を含め、国が積極的に支援することが適当である。

## 6. 追加対策・施策による削減効果

以上述べてきたような追加対策を講じた場合の温室効果ガスの排出量見通し（以下「対策強化ケース」という。）は、表3、表4のようになる。

中央環境審議会においては、中間とりまとめの後も、大綱の改定が行われるまでの残された間に、温室効果ガス排出量の更なる削減や吸収量の更なる確保を図るため、追加対策・施策の検討を進めることとしており、表3、表4の対策強化ケースの数字は、現時点での暫定値である。

こうした追加対策による排出削減量に基づいて、大綱の目標についても必要な調整が行われることが適切である。

（表3：2010年度の温室効果ガス排出量の推計（対策強化ケース）暫定値）

温室効果ガス別	基準年	対策強化ケース（2010年度）		大綱の目標	
	万t-CO <sub>2</sub>	万t-CO <sub>2</sub>	基準年 総排出量比	万t-CO <sub>2</sub>	基準年 総排出量比
① エネルギー起源CO <sub>2</sub>	104,833	105,425	+0.5%	102,359	-2%
非エネ起源CO <sub>2</sub> , CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O	13,888	12,151~12,838	-1.4%~-0.8%	13,269	-0.5%
② 非エネ起源CO <sub>2</sub>	7,394	7,112	-0.2%	/	
③ CH <sub>4</sub>	2,474	1,760~2,054	-0.6%~-0.3%		
④ N <sub>2</sub> O	4,019	3,278~3,671	-0.6%~-0.3%		
⑤ HFC	2,023	精査中	精査中		
⑥ PFC	1,259	精査中	精査中		
⑦ SF <sub>6</sub>	1,692	精査中	精査中		

（注）

※ HFC、PFC、SF<sub>6</sub>の排出量については精査中。

※ 上記のほか、対策として吸収源対策、京都メカニズムの活用がある。

※ 大綱の目標は「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化、国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進」による削減を各々の区分に再整理した数値。再整理の考え方は40ページ図9、図10参照。

※ 中央環境審議会においては、中間とりまとめ後も大綱の改定が行われるまでの残された間に、①～⑦の温室効果ガス排出量の更なる削減や吸収量の更なる確保を図るため、追加対策・施策の検討を進めることとしており、上記の対策強化ケースの数値は現時点での暫定値である。

(表 4 : 2010年度のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の推計 (対策強化ケース) 暫定値)

部門別	基準年	対策強化ケース (2010年度)			大綱の目安としての目標 (基準年比)	
	万t-CO <sub>2</sub>	万t-CO <sub>2</sub>	基準年比	配分前	配分後	
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	104,833	105,425				
産業部門	47,608	41,715	-12.4%	-7%	-8.0%	
運輸部門	21,721	25,448	+17.2%	+17%	+16%	
家庭及び業務その他	27,300	31,659	+16.0%	-2%		
家庭部門	12,915	14,099	+9.2%		-12.2%	
業務その他部門	14,385	17,560	+22.1%		-6.2%	

(注)

※ 大綱の目標は「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化、国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進」による削減を各々の部門に再整理した数値。再整理の考え方は40ページ図9、図10参照。

※ 中央環境審議会においては、中間とりまとめ後も大綱の改定が行われるまでの残された間に、温室効果ガス排出量の精査を進めることとしており、上記の対策強化ケースの数字は現時点での暫定値である。

## おわりに

地球温暖化問題の深刻化により、今後、各国の地球温暖化対策・施策は、国際的な政策協調へと発展すると予想される。地球温暖化問題に対処するための各国の公共政策は、地球公共財の基盤の形成にほかならない。本審議で積み重ねた議論は、日本が脱温暖化社会へと変革するためのものであると同時に、人類の財産たる地球公共財の基盤を形成するものである。

また、本審議会でも積み重ねてきた地球温暖化対策の審議は、国際的なバードンシェアリングのための意味だけではなく、21世紀の遠くない時期に、日本が地球社会で生きていく上での大きな資産へとつながるものと期待される。

地球温暖化対策の実行は、我が国の社会経済システムやライフスタイル・ワークスタイルを変革していくことである。また、全ての主体の公平な参加を得て推進されるべきことから、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに当たっては、その基礎となる関係審議会や関係府省の情報が積極的にわかりやすい形で公表・開示され、幅広く国民の意見を聴きながら、その創意工夫を取り込んでいくことが有効である。

本審議会の中間とりまとめの内容が、こうした幅広い主体の創意工夫を取り込みながら、更なる審議を経て、新しい地球温暖化対策推進大綱に反映されることを強く期待する。